

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

会 長 橘 文 也

政策委員長 河 原 雄 一



公益財団法人

日本知的障害者福祉協会

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会の概要

1. **設立年月日** : 昭和9年10月22日

2. **活動目的及び主な活動内容**

本協会は、全国の知的障害関係施設・事業所を会員とする組織で、知的障害者の自立と社会・経済活動への参加を促進するため、知的障害者の支援及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

【本協会の主な事業】

- 知的障害に関する調査研究および結果の報告
- 知的障害関係施設・事業所における支援並びに運営の充実に資するための指導
- 知的障害福祉の啓発普及を目的とした各種研修会等の開催
- 社会福祉士養成施設の運営と、専門的な知識・技術並びに確固たる倫理観を有する社会福祉士の養成
および施設・事業所職員の資質の向上を図るための研修の実施
- 知的障害福祉に係る専門図書刊行及び研究誌を発行と、国民に対する知的障害福祉の普及啓発
- 関係機関並びに関係団体との連携と知的障害福祉の向上に向けた提言ならびに要望活動
- 地震・台風等の自然災害により被災した知的障害者、家族並びに施設・事業所への必要な支援
- 知的障害関係施設・事業所の経営の安定に貢献するため、全国の知的障害関係施設・事業所の職員を対象とした相互扶助事業及び保険事業の実施。
- 知的障害福祉に顕著な業績を残した者の表彰 等

【部会・委員会】

様々な活動を行うため、施設・事業の種類ごとに、または活動の分野ごとに部会や委員会を設けています。

【本協会の歩み】

昭和9年10月22日に設立、昭和42年8月8日に財団法人認可、平成25年4月1日に公益財団法人認可

3. **加盟団体数(又は支部数等)** : 全国9地区・47都道府県に支部組織を置く(平成29年6月時点)

4. **会員数** : 6,298施設・事業(平成29年6月末時点)

5. **法人代表** : 会 長 橘 文 也

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

障害者が将来も安心して暮らすことのできる質の高い支援の構築に向け、安定的な障害福祉従事者の確保及び質の高いサービスを提供する事業所に対する適正な評価を反映した報酬体系となるよう、以下について要望します。

(1) 障害福祉サービスを担う人材の確保および定着について

・従事者が熱意を持って長く働き、質の高いサービスを持続的に提供するには、人材の確保・定着が急務である。一般企業との給与格差を是正するため、処遇改善加算等により更なる給与改善を行うとともに、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)と(Ⅲ)の併給を可能とすべきである。また、社会保障審議会福祉部会の報告に記載されたとおり、社会福祉施設職員退職手当共済の公費助成に相当する額を報酬に上乗せする等の評価が必要である。[\(参考資料1\)](#)【視点1・視点3】

(2) 食事提供体制加算について

・食事提供体制加算が廃止され利用者の経済的負担が増えると、特に障害基礎年金のみで生活している低所得者にとっては経済的負担が大きくなり、バランスの取れた食事を摂る機会を失うだけでなく、サービスの利用抑制にも繋がりがねないため、食事提供体制加算を継続する必要がある。また、食事は子どもの成長に直結するものであり、食育や健康保持とも切り離せないものである。特に児童期は、成人期以上に、偏食への対応や摂食・嚥下障害への対応、家族支援、栄養相談が必要であるため、当該加算を「食育等支援加算(仮称)」とし、継続する必要がある。[\(参考資料2\)](#)【視点1・視点3】

(3) 放課後等デイサービスおよび就労継続支援A型事業の適正化について

・サービスの質を担保するため、一定の基準に達しない事業所に対しての減算を設けるとともに、実態の伴わない事業所には指導を強化し、改善が見込まれない事業所は指定を取り消す等、厳正な対処を行う必要がある。[【視点3】](#)

(4) 重度・高齢障害者等への支援について

・グループホームを利用する重度者・高齢者に対応するため、夜間の人員配置を強化するとともに、高齢者の日中支援ができる体制と、医療と連携するための看護職員の配置等、重度・高齢者への対応が可能なグループホームの整備と報酬上の評価が必要である。【視点2】
・重度障害者への支援体制を手厚くするため、グループホームにおける重度障害者支援加算の対象を、障害者支援施設の重度障害者支援加算Ⅱの対象者と同様に、「障害支援区分4以上、行動関連項目10点以上」とする必要がある。[【視点2】](#)
・グループホームの介護サービス包括型の利用者への個別のホームヘルプ利用にかかる経過措置を継続する必要がある。[【視点2】](#)
・地域生活支援拠点事業の更なる推進のため、面的整備においては福祉・医療等の関係機関が連携し事業の推進を図った際に中心となつて調整した事業所に対する評価が必要であり、多機能拠点型においては整備に関する予算の確保と報酬上の評価が必要である。【視点2】

(5) 質の高いサービスを提供する事業所の適正な評価について

・常時介護を要する重度障害者の日中活動を支える生活介護事業の質が低下することがないよう、現行報酬水準を維持するとともに、重度化・高齢化に対応するため、現行の人員配置体制加算を上回る職員配置をした場合の報酬上の評価が必要である。【視点1】
・障害者支援施設においては、入所者の重度高齢化と安全・防犯上への対応として、夜勤職員の配置基準の引き上げと、現行の夜勤職員配置加算を上回る夜勤職員を配置した場合の報酬上の評価が必要である。【視点1】
・就労継続支援事業所の目標工賃達成加算の要件に、「前年度が前々年度を上回ること」が求められているが、Ⅰ型Ⅱ型を取得している事業所はすでに高い工賃を支給しているため、本要件を撤廃し、高工賃の事業所を評価する必要がある。【視点1・視点2】
・本会調査によれば、宿泊型自立訓練事業の利用率は年間平均で8割程度に留まっている。地域移行の更なる促進のため、適切な支援により標準利用期間に満たない期間で退所(地域移行)に結びつけた事業所を評価すべきである。[\(参考資料3\)](#)【視点1・視点2】

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

(6)障害者の社会参加の促進と、自立した生活を営むための支援について

- ・障害児者の社会参加を促進するための移動の保障に関する支援として、「通園・通学時の支援」と就労定着のための「通勤に関わる支援」に対する報酬上の評価が必要である。【**視点2**】
- ・就労継続支援事業の就労移行支援体制加算はA型とB型の算定要件に格差があるが、B型においても一般就労に向けての支援を行っている実態を踏まえ、A型と同様の算定要件とする必要がある。【**視点2**】
- ・新設の自立生活援助事業・就労定着支援事業については自宅・企業への訪問や電話・メール等による随時の対応が想定されることから、月額による個別給付とし、運営上支障のないような報酬額とすべきである。【**視点1・視点2**】

(7)障害児に対する専門的で多様な支援について

- ・障害児入所施設の職員配置基準を、児童養護施設の配置基準の引き上げに合わせ、4:1以上とするとともに、それに見合った報酬単価とし、児童発達支援センターの職員配置基準についても実態に合わせて3:1以上とするとともに、それに見合った報酬単価とする必要がある。さらに、基準以上に手厚く人員を配置している障害児入所施設や児童発達支援センターに対しては、加配に応じた報酬上の評価が必要である。【**参考資料4**】【**視点1・視点2**】
- ・障害児入所施設への入所理由のうち、「虐待・養育放棄」「保護者の養育力不足」等の保護者や家庭状況が理由となっているケースが多くの割合を占めることから、児童への直接的支援に加え、保護者への相談支援、家庭復帰や親子関係の再構築に向けての支援、児童相談所との緊密な連携、退所後の継続的な支援が極めて重要である。障害児入所施設には社会的養護関係施設に配置される家庭支援専門相談員の配置がなく、十分な支援が行えない現状があることから、被虐待児等への家庭への対応等を行う「家庭援専門相談員」等を配置するための報酬上の評価が必要である。【**参考資料5**】【**視点1・視点2**】
- ・被虐待児受入加算は入所後1年間しか適用されないが、1年間で被虐待等の課題を解決することは極めて困難であるため、被虐待児の入所中は期間を限定せずに適用する必要がある。【**視点1・視点2**】
- ・医療的ケア・重度重複障害、強度行動障害、難治性てんかん等のある児等、専門的な支援が必要な障害児への支援に対し個別対応をした場合の報酬上の評価が必要である。【**視点1・視点2**】
- ・保育所等訪問支援は、経験豊富な職員を派遣しなければならないため、1件当たりの単価の見直しが必要である。【**視点1・視点2**】

(8)質の高いサービスを持続的に利用できるようにするための相談支援の拡充について

- ・地域共生社会の実現に向け、相談支援事業の質の確保と安定した事業運営に向けた報酬上の評価が重要である。【**視点1・視点2**】
- ・現状の特定事業所加算(相談支援専門員の配置3名)を満たす事業者は極めて少ないため、現行の特定事業所加算に加え、新たに、「相談支援専門員の配置2名」の事業所を評価する加算の創設が必要である。【**参考資料6**】【**視点1・視点2**】
- ・新規利用者の在宅訪問、インテーク・アセスメント等は、計画作成の初期段階において重要であるため、報酬上の評価として、障害児相談支援と同様、「初回加算」に相当する報酬上の評価の創設が必要である。【**参考資料6**】【**視点1**】
- ・計画相談の対象者には「本人および家族の重度高齢化・医療的ケア・行動障害等により状況の変化に頻回に対応するケース」また「複数サービスを利用しているため、状況の把握およびサービス調整を頻回に要するケース」がある。そのため、モニタリングの期間は、利用者の状況に応じ柔軟に対応することが必要である。【**参考資料6**】【**視点1・視点2**】

(9)その他

- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の受講状況は、本会調査によれば平成29年5月時点で夜間支援を行う可能性のある職員全体の3割に満たないため、経過措置の延長が必要である。【**参考資料7**】【**視点1**】

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

障害者が将来も安心して暮らすことのできる質の高い支援の構築に向け、安定的な障害福祉従事者の確保及び質の高いサービスを提供する事業所に対する適正な評価を反映した報酬体系となるよう、以下について要望します。

(1)障害福祉サービスの人材の確保および定着について

【意見・提案を行う背景、論拠】

全産業との比較では、障害福祉サービスの人材確保における有効求人倍率や離職率は高く、給与は低い状況にある。障害福祉サービスに従事する者が熱意を持って長く働き、質の高いサービスを持続的に提供するためには、人材の確保・定着の推進が急務である。加えて、若者や学生に選ばれるような魅力のある業界への転換が求められていることから、人材の確保・定着にかかる報酬上の評価が必要である。

【意見・提案の内容】

- ① 処遇改善加算による給与改善の他、一般企業との給与格差を是正するための報酬上の評価が必要である。
【視点1・視点3】(参考資料1)
- ② 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)と(Ⅲ)は性質が異なることから、同加算(Ⅰ)(Ⅱ)と(Ⅲ)を併給できるよう、報酬算定基準を見直す必要がある。(※1)【視点1】
- ③ 福祉施設職員が安心して勤め続けることができるよう、社会保障審議会福祉部会の報告に記載されたとおり、社会福祉施設職員退職手当共済等の報酬上の評価が求められる。(※2)【視点1】

【※1】福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の要件

- (Ⅰ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている事業所
- (Ⅱ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されてる事業所
- (Ⅲ)生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所

【※2】社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、人材確保の上で重要な制度であり、公費助成の見直しに当たっては、事業者の人材確保に影響を及ぼさないよう、公費助成の見直しに伴う法人の掛金負担の増分の影響を、見直し後の報酬等の改定において、適切に報酬等に反映させるようにすべきである。

社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～ 平成27年2月12日 (P.30)

(2) 食事提供体制加算について

【意見・提案を行う背景、論拠】

食事提供体制加算については、平成30年3月31日までの経過措置とされ、前回の報酬改定で42単位から30単位へと減額されている。

当該加算が廃止され食費にかかる利用負担が増えると、特に障害基礎年金のみで生活している低所得者にとっては経済的負担が大きくなるため、バランスのとれた食事を摂る機会を失うだけでなく、サービスの利用抑制にも繋がりがかねない。**【参考資料2】**

また、食事は子どもの成長に直結するもので、食育や健康保持とも切り離せないものであり、特に児童期は、成人期以上に、偏食への対応や摂食・嚥下障害への対応、家族支援、栄養相談が必要である。

ちなみに、同年齢の子どもをあずかる保育所では「3歳以上は主食代のみの負担」とされ、子ども園は「給食実施加算」が設定されている。

【意見・提案の内容】

- ① 上記課題に対応するため、当該加算を継続的な加算として位置づける必要がある。**【視点1】**
- ② 子どもの健やかな成長のための食生活の安定と、一般児童施策との整合性を図る観点から、子どもの施設については、現行の食事提供体制加算を「食育等支援加算(仮称)」と改め、恒久的な加算として位置づける必要がある。**【視点1】**

《就労継続支援B事業所に通いながらグループホームで生活している障害基礎年金2級(65,008円)受給者の例》

平成28年度全国グループホーム調査(本会調査)によれば、グループホームの家賃と食費・光熱水費等の本人負担は、月あたり平均で約40,000円~60,000円程度かかることから、事業所に対し昼食代を支払ってしまうと、現行の食材料費のみの負担であっても、工賃分しか手元に残らない。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(3)放課後等デイサービスおよび就労継続支援A型の適正化について

【意見・提案を行う背景、論拠】

当該事業は、今年度サービス提供等にかかる適正化が図られたが、未だ実態が伴わない事業所が散見される。

【意見・提案の内容】

サービスの質を担保するため、一定の基準に達しない事業所に対しての減算を設けるとともに、実態の伴わない事業所には指導を強化し、改善が見込まれない事業所は指定を取り消す等、厳正な対処を行う必要がある。【視点3】

(4)重度・高齢障害者等への支援

【意見・提案を行う背景、論拠】

国の資料(社会保障審議会の報告書や報酬改定検討チーム第1回資料)でも示されたように、重度高齢化が進む中、住みなれた地域で障害者が安心して生活を継続できるよう、本人の意思を尊重した地域生活を支援するための方策や、「親亡き後」も重度者が地域で生活するための仕組みを位置づける必要がある。

【意見・提案の内容】

- ① グループホームを利用する重度者・高齢者に対応するため、夜間の人員配置を強化するとともに、高齢者については日中の支援ができるような体制と、医療と連携するための看護職員の配置等、重度者・高齢者への対応が可能なグループホームの整備と報酬上の評価が必要である。【視点2】
- ② 重度障害者への支援体制を手厚くするため、グループホームにおける重度障害者支援加算の対象を、障害者支援施設の重度障害者支援加算Ⅱの対象者と同様に、「障害支援区分4以上、行動関連項目10点以上」とする必要がある。【視点2】
- ③ グループホームの介護サービス包括型の利用者への個別のホームヘルプ利用にかかる経過措置を継続する必要がある。【視点2】
- ④ 地域生活支援拠点事業の更なる推進のため、面的整備を行う場合には福祉・医療等の関係機関が連携し当該事業の推進を図った際に中心となって調整した事業所に対する評価が必要である。また、多機能拠点型の整備に関する予算の確保と報酬上の評価が必要である。【視点2】

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(5)質の高いサービスを提供する事業所の適正な評価について

【意見・提案を行う背景、論拠】

利用者のさまざまなニーズに対し質の高いサービスを安定的に提供するには、質・量ともに十分な人材の確保と、質の高いサービスを提供している事業所に対する適切な評価が必要である。

【意見・提案の内容】

① 生活介護事業の報酬評価について

・報酬改定検討チーム第1回資料によれば、生活介護の区分4以上の者は増加傾向にあることから、重度障害者を支える生活介護のニーズはますます高まっているが、生活介護事業は、平成24年・27年の報酬改定において基本報酬が下げられ、また、人員配置体制加算も減額されている。常時介護を要する重度の障害者の日中活動を支える生活介護事業の質が低下することがないよう、現行報酬水準を維持するとともに、さらなる対応が必要である。

【視点1】

・生活介護事業は、日常生活支援・社会参加支援・医療的ケア・運動支援・機能訓練・生活訓練・創作活動・余暇活動・生産活動など、個別支援計画に基づき利用者のニーズに応じた多様な支援を総合的に提供しているため、支援内容やプログラムによって評価に差を設けることは困難であると考えます。【視点1・視点2】

・重度化・高齢化に対応するため、生活介護における現行の人員配置体制加算Ⅰ(1.7対1)を上回る職員配置をした場合の報酬上の評価が必要である。【視点1】

② 障害者支援施設における職員配置の見直し

・入所者の重度高齢化と津久井やまゆり園での事件に関連し入所施設での安心・安全対策は急務であるため、安全・防犯上への対応として、夜勤職員の配置基準の引き上げが重要である。また、現行の夜勤職員配置加算を上回る夜勤職員を配置した場合の報酬上の評価が必要である。【視点1】

③ 就労継続支援事業所の目標工賃達成加算の要件の見直し

・就労継続支援事業所の目標工賃達成加算における要件として、「前年度が前々年度を上回ること」が求められているが、Ⅰ型Ⅱ型を取得している事業所はすでに高い工賃を支給しているため、当該要件をはずすと同時に、高工賃の事業所を評価する必要がある。【視点1・視点2】

④ 宿泊型自立訓練事業

・本会調査によれば、宿泊型自立訓練事業の利用率は年間平均で8割程度に留まっている。地域移行の更なる促進のため、適切な支援により標準利用期間に満たない期間で退所(地域移行)に結びつけた事業所を評価すべきである。【視点1・視点2】(参考資料3)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(6) 障害者の社会参加の促進と、自立した生活を営むための支援について

【意見・提案を行う背景、論拠】

障害のある人が一億層活躍社会の重要な担い手として生きがいを持って働き、自立した生活を営むとともに、障害のある人の社会参加の一層の促進が図られるよう、通勤・通学等のための移動支援や、就労支援における工賃・賃金の向上と、一般就労への移行促進および就労定着のための支援を強化する必要がある。

【意見・提案の内容】

① 通園・通学時の支援及び通勤時の支援の報酬上の評価

・障害児者の社会参加を促進するため、移動の保障に関する支援として「通園・通学時の支援」と就労を定着するための「通勤に関わる支援」に対する報酬上の評価が必要である。【視点2】

② 就労継続支援事業

・就労移行支援体制加算は就労移行支援A型事業とB型事業の算定要件に格差があるが、B型事業においても一般就労に向けての支援を行っている実態を踏まえ、A型事業と同様の基準とする必要がある。【視点2】

③ 就労移行支援事業

・就労定着支援が創設されたが、就労移行支援事業の「就労定着支援加算」は、この事業から就労し一定期間定着した事に対する評価であり、就労するまでの支援を担ってきた就労移行支援事業所が継続的に支援することで信頼感や安心感に繋がっていることから、当該加算は維持する必要がある。【視点1・視点2】

④ 自立生活援助事業(新事業)

・地域で暮らす知的障害者には、電話やメールによる随時の対応等、長期にわたる継続的な支援や、見守り確認が必要な方が多いため、利用者個々の状況に合わせて支援が継続できる仕組みとするとともに、報酬単価については月額による個別給付とし、運営上支障のないような十分な報酬額を確保する必要がある。【視点1・視点2】

⑤ 就労定着支援事業(新事業)

・既存の仕組み(就労定着支援体制加算)はそのままに、利用者のニーズに応じた更なる支援を提供できるような制度設計とするとともに、報酬単価については月額の個別給付とし、運営上支障のないような十分な報酬額を確保する必要がある。また、特別支援学校を卒業してすぐに就労した人の定着支援も重要であることから、当該加算の対象とする必要がある。【視点1・視点2】

⑥ 共生型サービス(新事業)

・共生型サービスの創設に際しては、現在サービスを利用している利用者のサービスの質・量および公的サービスが低下しないような制度設計と報酬上の評価が必要である。【視点1・視点2・視点3】

(7) 障害児に対する専門的で多様な支援について

【意見・提案を行う背景、論拠】

現行の直接支援職員配置基準は、障害児入所施設が4.3:1、児童発達支援センターが4:1、児童発達支援事業・放課後等デイサービスが5:1となっているが、障害児を取り巻く環境は、重度化および医療的ケアの必要な児童への対応や被虐待児への対応等ニーズが広がっており、より高い専門性と手厚い支援が求められている。

【意見・提案の内容】

- ① 障害児入所施設の職員配置基準を、児童養護施設の配置基準の引き上げに合わせ、4:1以上とするとともに、それに見合った報酬単価とする必要がある。また、児童発達支援センターの職員配置基準についても実態に合わせて3:1以上とするとともに、それに見合った報酬単価とする必要がある。**【参考資料4】**
さらに、基準以上に手厚く人員を配置している障害児入所施設や児童発達支援センターに対しては、加配に応じた報酬上の評価が必要である。**【視点1・視点2】(参考資料4)**
- ② 障害児入所施設への入所理由のうち、「虐待・養育放棄」「保護者の養育力不足」等の保護者や家庭状況が理由となっているケースがかなりの割合を占めることから、児童への直接的支援に加えて、保護者への相談支援、家庭復帰に向けての支援、親子関係の再構築に向けての支援、児童相談所との緊密な連携、退所後の継続的な支援等が極めて重要になってきている。
障害児入所施設には社会的養護関係施設に配置されている家庭支援専門相談員の配置がないために、これらの業務は施設長、児童発達支援管理責任者、児童指導員等が行っており、十分な支援が行えていない現状があることから、被虐待児等への家庭への対応等を行う「家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)」を配置するための報酬上の評価が必要である。**【視点1・視点2】(参考資料5)**
- ③ 被虐待児受入加算は入所後1年間しか適用されないが、1年間で被虐待等の課題を解決することは極めて困難であるため、当該児童の入所中は期間を限定せずに適用する必要がある。**【視点1・視点2】**
- ④ 医療的ケア・重度重複障害、強度行動障害、難治性てんかん等のある障害児への支援に対する個別対応をした場合の報酬上の評価が必要である。**【視点1・視点2】**
- ⑤ 保育所等訪問支援の提供にあたっては、経験豊富な職員を派遣しなければならないため、1件当たりの単価の見直しが必要である。**【視点1・視点2】**

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(8) 質の高いサービスを持続的に利用できるようにするための相談支援の拡充について

【意見・提案を行う背景、論拠】

地域共生社会の実現に向けて、障害のある方が地域で安心して暮らすためには、相談支援によるきめ細やかなニーズの把握と、障害福祉サービス等地域につなぐ仕組みと在宅支援の強化と拡充が重要である。

特に、サービス等利用計画については、平成24年度から段階的に対象者を拡大し、平成27年度からは障害福祉サービス等を利用するすべての障害者が対象となった。厚生労働省の資料によれば、平成28年12月末現在で97.1%が作成済みとなり、今後は、モニタリングの充実や地域共生社会の実現に向け、更なる相談支援体制の強化が急務であるため、報酬上の評価が必要である。

【意見・提案の概要】

① 計画相談支援

・地域共生社会の実現に向け、相談支援事業の質の確保と安定した事業運営に向けた報酬上の評価が必要である。

【視点1・視点2】

・現状の特定事業所加算(相談支援専門員の配置3名)を満たす事業者は極めて少ない。地域において、質の高い相談支援の拡充を図るため、現行の特定事業所加算に加え、新たに「相談支援専門員の配置2名」の事業所を評価する加算の創設が必要である。【視点1・視点2】(参考資料6)

・新規利用者の在宅訪問、インテーク・アセスメント等は、計画作成の初期段階において重要である。そのための報酬上の評価として、障害児相談支援と同様、「初回加算」に相当する報酬評価の創設が必要である。【視点1】(参考資料6)

・計画相談の対象者には「本人および家族の重度高齢化・医療的ケア・行動障害等により状況の変化に頻回に対応するケース」また、「複数サービスを利用しているため、状況の把握およびサービス調整を頻回に要するケース」がある。よって、モニタリングの期間については、利用者の状況に応じ柔軟に対応することが必要である。【視点1・視点2】

(9) その他

・重度障害者支援加算Ⅱの算定要件は、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の修了者を夜間に加配した場合とされ、各都道府県で研修が開催されているが、本会調査によれば平成29年5月時点での受講状況は、各事業所が受講させたいと思っている職員全体の半数に届かず、夜間支援を行う可能性のある職員全体の3割に満たないため、経過措置の延長が必要である。【視点1】(参考資料7)

(参考資料1-1)

●民間給与水準との格差について

平成27年度の平均給与額を比較すると、福祉・介護職員は民間平均給与に比べ2割ほど低い水準となり、月額にして67,000円ほど少ない。

		福祉・介護職員(※1)	民間(※2)	差額	差率(%)
平成27年度 平均給与	年額	3,399,144	4,204,000	▲ 804,856	80.9
	月額	283,262	350,333	▲ 67,071	

(※1)平成28年度 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(厚生労働省社会援護局障害福祉課)より。
なお、年額は、平成27年9月時点で福祉・介護職員処遇改善加算(I～IV)を取得している事業所の常勤の職員の平均給与月額(4～9月の給与+手当+一時金)を年額換算

(※2)平成27年分 民間給与実態統計調査(平成28年9月)(国税庁長官官房企画課)より。
数値は全体の平均額(正規・非正規含む)を掲載

●労働市場の状況(厚生労働省告示第283号より抜粋)

障害福祉を含んだ介護分野の有効求人倍率は平成28年3月時点で2.73倍となっており、全産業の1.21倍に比べ高い水準にある。

障害福祉職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また勤続年数も短い傾向にある。

(参考資料1-2)

●福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の要件

- ◆福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)・・・常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている事業所
- ◆福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)・・・常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されてる事業所
- ◆福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)・・・生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所

●社会福祉施設職員等退職手当共済制度について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、人材確保の上で重要な制度であり、公費助成の見直しに当たっては、事業者の人材確保に影響を及ぼさないよう、公費助成の見直しに伴う法人の掛金負担の増分の影響を、見直し後の報酬等の改定において、適切に報酬等に反映させるようにすべきである。

※社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～ より抜粋

平成27年2月12日 (P.30)

(参考資料2)

●食事提供体制加算について

食事提供に係る費用と食事にかかる収入の比較(平成28年6月1日現在の状況を調査)

1食あたりの収入と支出と比較すると、全体では1食あたり▲171.8円(児童発達支援センター▲381.7円, 日中活動事業所▲153.0円)。

利用者から徴収している食材料費の平均額は273.7円(児童発達支援センターは189.9円, 日中活動事業所は280.2円)。

	児童発達支援センター	日中活動支援事業所	全体
1食あたりの収入額①※1	426.6円	545.2円	535.5円
1食あたりの支出額②※2	808.3円	698.2円	707.3円
1食あたりの差額③(①-②)	▲381.7円	▲153.0円	▲171.8円
1か月あたりの差額(③×月平均日数)	▲7,901円	▲3,366円	▲3,779円
加算無しの食費負担月額(②×月平均日数)	16,731円	15,360円	15,560円

(※1)1食あたりの収入額①=利用者負担+食事提供体制加算(対象者分)+職員昼食代徴収分

(※2)1食あたりの支出額②=食材料費+(食事提供に係る光熱水費+食事提供に係る人件費)もしくは委託費

日本知的障害者福祉協会 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査(調査基準日:平成28年6月1日現在)より

全国の当協会会員事業所となっている児童発達支援センター及び日中活動事業所2,545か所に調査票を送付し, 1,734か所から回答を得た(回収率68.1%)。食事提供体制加算を取得している事業所の平成28年4月から6月のデータより, 「1食あたりの食事提供費用」と「1食あたりの食事提供にかかる収入」を比較し, 加算の減額への対応等について整理した。

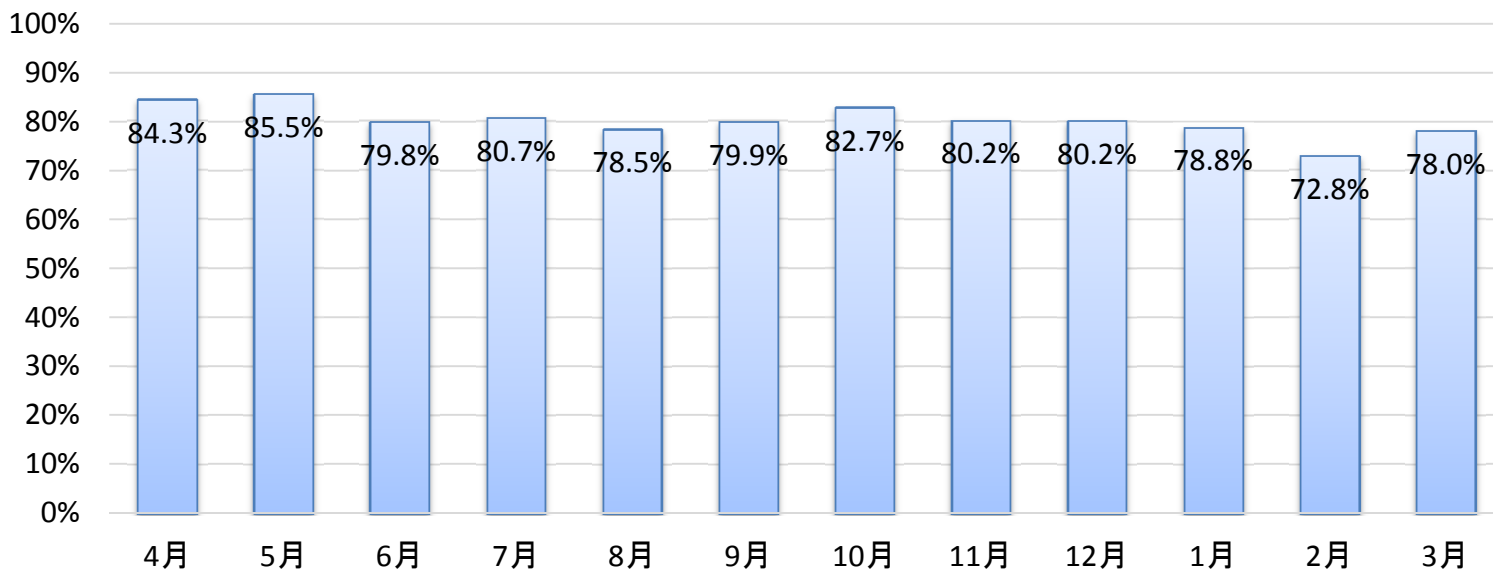
【参考】就労継続支援B型の平均工賃(平成27年度) 15,033円

(参考資料3-1)

●宿泊型自立訓練事業について ①

宿泊型自立訓練事業所の月別利用率をみると、4月5月には約85%だが、2月は72.8%、3月は78.0%と80%を下回っており、年間平均でも80%程度である。

平成28年度 宿泊型自立訓練事業の月別利用率



日本知的障害者福祉協会 地域支援部会 宿泊型自立訓練事業調査(平成29年4月実施)より

(参考資料3-2)

●宿泊型自立訓練事業について ②

宿泊型自立訓練の地域移行(退所)までの期間は、標準利用期間である2年未満が、全体の60.1%を占めている。

【宿泊型自立訓練事業から地域移行(退所)までの期間】

利用期間	人数	%
6ヶ月未満	8	3.7
6ヶ月以上1年未満	13	6.0
1年以上1年6ヶ月未満	11	5.0
1年6ヶ月以上2年未満	99	45.4
2年以上2年6ヶ月未満	19	8.7
2年6ヶ月以上3年未満	30	13.8
3年以上	37	17.0
無回答	1	0.5
計	218	100

日本知的障害者福祉協会 地域支援部会 宿泊型自立訓練事業調査(平成29年4月実施)より

(参考資料4)

●障害児入所施設および児童発達支援センターにおける直接支援職員の比率

①障害児入所施設の定員に対する直接支援職員の比率

障害児入所施設の基準(4.3:1)以上の配置をしている事業所がほとんどであり、2.5:1以上の手厚い配置をしている事業所が5割を超えている。

比率	～1:1	～1.5:1	～2:1	～2.5:1	～3:1	～3.5:1	～4:1	～4.5:1	無回答	合計
施設数	8	15	20	46	28	21	9	2	9	158
%	5.1	9.5	12.7	29.1	17.7	13.3	5.7	1.3	5.7	100

②児童発達支援センターの定員に対する直接支援職員の比率

児童発達支援センターの基準(4:1)以上の配置をしている事業所がほとんどであり、3:1以上の手厚い配置をしている事業所が6割を超えている。

比率	～1:1	～2:1	～3:1	～4:1	～5:1	～6:1	～7:1	～7.5:1	無回答	合計
施設数	0	23	60	25	4	0	0	2	12	126
%	0	18.3	47.6	19.8	3.2	0	0	1.6	9.5	100

日本知的障害者福祉協会 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査(調査基準日:平成28年6月1日現在)より

(参考資料5-1)

●家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)加算の創設について①

1. 社会的養護関係施設における家庭相談支援専門員の配置と業務内容

社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設)においては、平成11年度から虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的として、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)が配置されている。

家庭支援専門相談員の業務内容(雇用均等・児童家庭局通知)

- (1) 対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務
 - ① 保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助
 - ② 保護者等への家庭復帰後における相談援助
- (2) 退所後の児童に対する継続的な相談援助
- (3) 里親委託の推進のための業務
 - ① 里親希望家庭への相談援助
 - ② 里親への委託後における相談援助
 - ③ 里親の新規開拓
- (4) 養子縁組の推進のための業務
 - ① 養子縁組を希望する家庭への相談援助等
 - ② 養子縁組の成立後における相談援助等
- (5) 地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助
- (6) 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画
- (7) 施設職員への指導・助言及びケース会議への出席
- (8) 児童相談所等関係機関との連絡・調整
- (9) その他業務の遂行に必要な業務

(参考資料5-2)

●家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)加算の創設について②

2. 障害児入所施設(旧知的障害児施設)における被虐待児童等の入所状況

本会調査によれば、全入所児童の入所理由のうち「虐待・養育放棄」が26.9%、「保護者の養育力不足」が46.6%で、保護者及び家庭に何らかの課題があるケースが73.5%。

また、平成27年度中に入所した709名中318人(44.9%)が、虐待または虐待の疑いを理由とする入所となっている。

入所理由(重複計上)		28年6月1日現在の在籍児					
		主たる要因		付随する要因		計	在籍者比
		措置	契約	措置	契約		
家族の状況等による理由	親の離婚・死別	135	152	119	87	493	10.3
	家庭の経済的理由	52	41	160	63	316	6.6
	保護者の疾病・出産等	150	111	104	52	417	8.7
	保護者の療育力不足	792	680	518	248	2,238	46.6
	虐待・養育放棄	1046	81	131	35	1,293	26.9
	きょうだい等家族関係	49	114	98	79	340	7.1
	地域でのトラブル	45	81	53	54	233	4.9
	その他	26	79	18	12	135	2.8

日本知的障害者福祉協会 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査(調査基準日:平成28年6月1日現在)より

(参考資料6-1)

●指定特定相談支援事業所の特定事業所加算の取得状況

指定特定相談支援事業所のうち、特定事業所加算を取得している事業所は全体の12.6%と少ない。

	委託なし	委託あり	無回答	事業所数	%
特定事業所加算を取得している	20	81	0	101	12.6
特定事業所加算を取得していない	320	302	0	622	77.3
不明・無回答	41	41	0	82	10.2
計	381	424	0	805	100

日本知的障害者福祉協会 相談支援事業実態調査報告(調査基準日:平成28年4月)より

(参考資料6-2)

●相談支援事業所の相談支援従事者数

1事業所あたりの相談支援従事者数は2名体制が最も多く24.1%、次いで3名体制の23.7%となっており、相談支援従事者2名以下の事業所が全体の4割を占める。

なお、委託無しの事業所では2名以下が57.0%、委託ありの事業所では2名以下が25.0%となっている。

相談支援従事者数	委託なし(%)	委託あり(%)	無回答(%)	計(%)	累積%
1名	108(27.6)	25(5.8)	1(14.3)	134(16.1)	16.1
2名	115(29.4)	83(19.2)	2(28.6)	200(24.1)	40.2
3名	86(22.0)	110(25.5)	1(14.3)	197(23.7)	64.0
4名	46(11.8)	70(16.2)	1(14.3)	117(14.1)	78.1
5名	11(2.8)	57(13.2)	1(14.3)	69(8.3)	86.4
6名	7(1.8)	35(8.1)	0()	42(5.1)	91.5
7名	5(1.3)	19(4.4)	0()	24(2.9)	94.3
8名以上	9(2.3)	25(5.8)	1(14.3)	35(4.2)	98.6
不明・無回答	4(1.0)	8(1.9)	0()	12(1.4)	100
事業所数	391(100)	432(100)	7(100)	830(100)	-
相談支援従事者総数	998	1,685	25	2,708	-
1事業所あたりの平均人数	2.55	3.90	3.57	3.26	-

日本知的障害者福祉協会 相談支援事業実態調査報告(調査基準日:平成28年4月)より

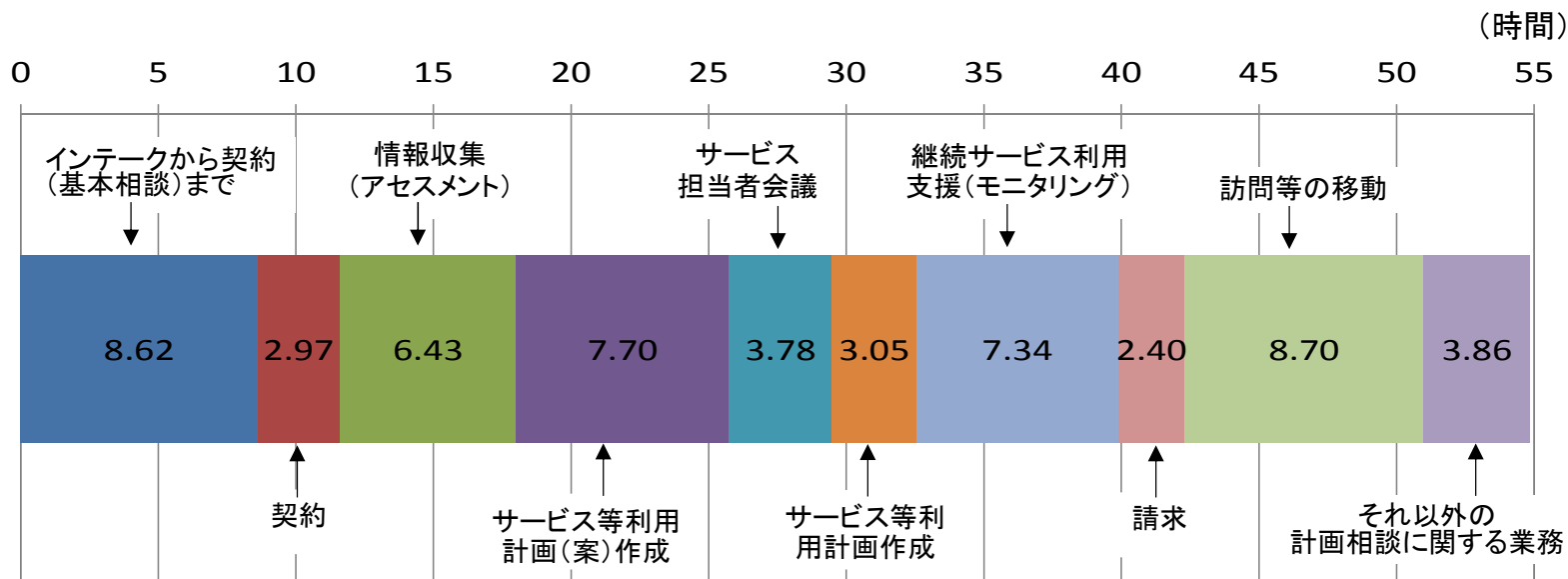
(参考資料6-3)

●相談支援にかかる業務時間(インテーク・アセスメント・モニタリング等)

10日間の各業務を実施した時間の平均の合計は約55時間。

相談業務においては、「インテーク」、「移動」、「基本相談」、「サービス等利用計画(案)」、「継続サービス利用支援(モニタリング)」の実施時間が長いことがわかる。

【相談支援専門員の各業務の平均時間】



日本相談支援専門員協会 相談支援に係る業務実態調査(平成25年11月)より

(参考資料7)

●強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修)の受講状況について

夜間支援を行う可能性のある職員の受講率は、全国で29.3%と3割に満たない。また、各事業所において当該研修を受講させたい職員の受講率は、全国で44.2%と5割に満たない。

地区	研修修了者(A)※	夜間支援を行う可能性のある職員(B)	当該研修を受講させたい職員(C)	受講率	
				(A)/(B)	(A)/(C)
北海道	365	2,173	1,518	16.8%	24.0%
東北	371	2,046	799	18.1%	46.4%
関東	1,992	6,080	4,464	32.8%	44.6%
東海	727	2,006	1,347	36.2%	54.0%
北陸	533	1,215	844	43.9%	63.2%
近畿	591	2,501	1,557	23.6%	38.0%
中国	445	1,552	1,044	28.7%	42.6%
四国	329	1,166	805	28.2%	40.9%
九州	968	2,804	1,931	34.5%	50.1%
全国計	6,321	21,543	14,309	29.3%	44.2%

※研修修了者(A)は、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)と行動援護従事者研修修了者の合計

強度行動障害者支援者養成研修の受講状況等に関する調査(平成29年4月1日現在の状況を調査)より

障害者支援施設における平成28年4月1日現在の「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」の受講状況等について、全国の当協会会員事業所となっている障害者支援施設1,623か所に調査票を送付し、997か所から回答を得た(回収率61.4%)。